

千葉県再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則の一部を改正する規則施行
に関する必要な報告に関する要綱

令和 7 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、千葉県再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 6 年千葉県規則第 2 3 号。以下「規則」という。）の施行に関し、千葉県再生資源物の屋外保管に関する条例（令和 3 年千葉県条例第 3 6 号。以下「条例」という。）第 1 6 条に規定する「必要な報告」のうち、規則の施行の際現に雑品スクラップを取扱っている屋外保管事業場の事業者が新たに雑品スクラップを保管する場合の報告内容を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(必要な報告に係る基準)

第 3 条 規則の施行の際現に条例第 5 条第 1 項の許可を受けて設置され、又は同条第 2 項の更新を受け、その有効期間が満了していない屋外保管事業場において、雑品スクラップの屋外保管を行っている者は、規則の施行の日から起算して 2 月を経過する日までの間に、次に掲げる事項を記載した雑品スクラップの屋外保管の有無に関する変更届出書（要綱様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
 - (3) 屋外保管事業場の許可の年月日及び許可番号
 - (4) 現に人がいない屋外保管事業場において火災が発生した場合に、屋外保管事業者が火災を認知する手段及び火災への対応の方法
- 2 前項に定める雑品スクラップの屋外保管の有無に関する変更届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 規則第 1 3 条に適合した屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
 - (2) 次に掲げる囲いに不燃材料が用いられることが確認できる書類
 - ア 雑品スクラップの保管の単位の周囲に設ける囲い
 - イ 屋外保管事業場の周囲に設ける囲い
- 3 第 1 項の規定による届出は、千葉県屋外保管事業場の維持管理に関する要綱第 4 条第 3 号の規定にかかわらず、規則第 1 6 条第 1 項に定める軽微な変更の届出を行ったものとして扱い、当該屋外保管事業場は、規則の施行の日に雑品スクラップの屋外保管を行っているものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 規則の施行の際に条例第 5 条第 1 項に規定する申請書を提出している者については、第 3 条第 1 項並びに同条第 2 項の規定を準用する。この場合において、「規則の施行の際現に条例第 5 条第 1 項の許可を受けて設置され又は同条第 2 項の更新を受け、その有効期間が満了していない屋外保管事業場において、雑品スクラップの屋外保管を行っている者」とあるのは「規則の施行の際現に条例第 5 条第 1 項に規定する申請書を提出している者」と、「規則の施行の日から起算して 2 月を経過する日までの間」とあるのは「条例第 5 条第 6 項に基づく検査を受ける前までの間」に読み替えるものとする。
- 3 附則第 2 項の規定による届出は、条例第 5 条第 1 項に規定する申請書及び規則第 3 条第 2 項に規定する添付書類の内容を修正したものとして取り扱う。

要綱様式第 1 号

雑品スクラップの屋外保管の有無に関する変更届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者 住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

この届出の取扱者 (職氏名)

(連絡先電話番号)

(連絡先電子メールアドレス)
@

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例第 16 条に定める必要な報告について、千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則の一部を改正する規則施行に関する必要な報告に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

屋外保管事業場の名称及び所在地	
名 称	
所在地	
電話番号	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
標準作業書の追記事項	
現に人がいない屋外保管事業場において火災が発生した場合に、屋外保管事業者が火災を認知する手段及び火災への対応の方法	